

袋井市暴力団排除条例の骨子

袋井市では、市民生活の安全と平穩の確保及び地域の社会経済活動の健全な発展のため、「市、市民及び事業者の役割」を明らかにし、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、平成4年3月施行の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」や平成23年8月施行の「静岡県暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、「袋井市暴力団排除条例」を制定し、平成24年4月1日から施行します。

目的

定義

1 基本理念

暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、

- (1) 暴力団を恐れないこと。
- (2) 暴力団に対し資金を提供しないこと。
- (3) 暴力団を利用しないこと。を定めています。

2- (1)
市の役割

2- (2)
市民の役割

2- (3)
事業者の役割

- 3 市の事務及び事業における措置
- 4 市民等に対する支援
- 5 青少年に対する教育等のための措置
- 6 利益の供与の禁止
- 7 暴力団の威力を利用することの禁止

暴力団排除・安全で平穩な市民生活!!

1 暴力団排除に関する基本的な考え方（基本理念）を定めます。

暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、(1)暴力団を恐れないこと。(2)暴力団に対し資金を提供しないこと。(3)暴力団を利用しないことの3項目を定めています。

2 市、市民及び事業者の役割を定めます。

(1) 市の役割

基本理念に基づき、市民、事業者、静岡県、関係団体等と連携及び協力を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

(2) 市民の皆さんには、

基本理念に基づき、暴力団の排除のための活動を関係者と相互の連携及び協力を図りながら進めるとともに、市の施策に協力するよう努めていただきます。

(3) 事業者の皆さんには、

事業活動に際して、基本理念に基づき、暴力団との一切の関係を遮断していただくよう努めるとともに、市の施策に協力していただきます。

3 市の事務及び事業における措置

市は、公共工事やその他の事務・事業により、暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講じます。

4 市民等に対する支援

暴力団の排除のために、市が市民等に対して行う支援や広報・啓発活動等について定めています。

5 青少年に対する教育等のための措置

青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市が中学校において、生徒に対する教育が行われるよう適切な措置を講ずるとともに、社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講じていくことを定めています。

6 利益の供与の禁止

市民による暴力団や暴力団員等に対する財産上の利益の供与の禁止を定めています。

7 暴力団の威力を利用することの禁止

市民が暴力団の威力を利用することを禁止します。